

警視庁関係各部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校関係各部長
各管区警察局広域調整担当部長

原議保存期間	20年(令和29年3月31日まで)
有効期間	一種(令和29年3月31日まで)

警察庁丁企画発第265号、丁総発第103号
丁生企発第273号、丁組一発第347号
丁交企発第100号、丁備企発第186号
令和8年5月7日
警察庁長官官房企画課長
警察庁長官官房総務課長
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長
警察庁交通局交通企画課長
警察庁警備局警備企画課長

道路交通法施行令の一部を改正する政令等の公布及びインターネットを利用する
公示等に係る留意事項について(通達)

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法
等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)の一部が令和8年5月21日から施行さ
れることに伴い、道路交通法施行令の一部を改正する政令(令和8年政令第164号)、ス
トーカー行為等の規制等に関する法律施行令及び国際連合安全保障理事会決議第千二百
六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を
改正する政令(令和8年政令第163号)、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改
正する内閣府令(令和8年内閣府令第46号)、暴力団員による不当な行為の防止等に関
する法律施行規則等の一部を改正する規則(令和8年国家公安委員会規則第11号)、デ
ジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の
一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則
(令和8年国家公安委員会規則第10号)、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通
信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則(令和8
年国家公安委員会規則第9号)及び関係告示が同月7日公布され、同月21日から施行さ
れることとなった。

その概要及びインターネットを利用する公示等に係る留意事項は別添のとおりである
ので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

1 趣旨

令和4年6月、デジタル臨時行政調査会において「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が決定され、我が国における全ての法令について、7項目のアナログ規制（「目視規制」、「実地監査規制」、「定期検査・点検規制」、「常駐・専任規制」、「対面講習規制」、「書面掲示規制」及び「往訪閲覧・縦覧規制」）に該当する条項について見直しを行い、デジタル化を妨げるアナログ規制を一掃することとされた。

本改正は、「書面掲示規制」及び「往訪閲覧・縦覧規制」に該当する条項について、改正を行うものである。

(1) 書面掲示規制

「書面掲示規制」は、公的な証明書等を紙発行で特定の場所に掲示することを求めている規制を指すが、公示送達制度においても、当事者の利便性を向上し、制度を合理化する観点から、インターネット等を利用した公示方法への移行が進められている。

この点、道路交通法（昭和35年法律第105号）をはじめとする公示送達制度を規定する警察庁所管の法律は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）によって包括的に改正され、同改正によって、公示送達は、従来の掲示板等への掲示等に加え、不特定多数の者が公示すべき事項を閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行われることとなり、その方法は内閣府令又は国家公安委員会規則に委任されることとなったことから、今回所要の規定を整備することとしたものである。

また、公示送達制度とは異なるものの、特定の事項を掲示板に掲示して行うことと規定され、掲示した日から起算して一定期間を経過した後に法的効力が生ずるという点において公示送達に類する制度も複数存在しており、これらについても同様の対応を要することから、所要の規定を整備することとしたものである。

(2) 往訪閲覧・縦覧規制

「往訪閲覧・縦覧規制」は、公的情報を縦覧等させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制を指すが、これについても、インターネット等を利用した縦覧等を可能とするための対応が必要となっていることから、所要の規定を整備することとしたものである。

2 改正内容

- (1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第164号）、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改

正する政令（令和8年政令第163号）、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第46号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和8年国家公安委員会規則第11号）及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（令和8年国家公安委員会規則第10号）

下記3に掲げる公示等について、一定の事項をインターネットにより不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を公示等を行う者である都道府県公安委員会等の掲示板等に掲示し、又は当該事項を都道府県公安委員会の庁舎等に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととした。

- (2) 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和8年国家公安委員会規則第9号）及び関係告示

下記6に掲げるものをはじめとする、国家公安委員会が所管する法令に係る縦覧等を、電磁的記録により行うことを可能とするための規定を追加するなどした。

- (3) 施行期日等

本改正は、原則として令和8年5月21日から施行することとした。また、改正後の規定は、施行後にする公示等について適用し、同日前にした公示等については、なお従前の例によることとした。

3 見直しの対象となる公示等

今回の改正に伴い、運用の見直しの対象となる公示等は以下のとおりである。

- (1) 道路交通法関係

ア 放置違反金の納付命令に係る通知の公示送達（第51条の4第7項）

イ 放置違反金の仮納付をした者に対する公示による納付命令（第51条の4第10項）

ウ 工作物等を保管した場合の公示（第81条第3項（第81条の2第3項、第82条第3項及び第83条第3項において準用する場合を含む。））

エ 免許の取消し等に係る意見の聴取の期日及び場所の公示（第104条第1項）

オ 反則金の仮納付をした者に対する公示通告（第129条第2項）

- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）関係

一時保管をした銃砲刀剣類等に関する公告（第24条の2第9項）

- (3) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）関係

審査の申請及び再審査の申請に係る裁決の公示送達（第229条第3項及び第230条第3項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第3項）

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下

「暴対法」という。) 関係

ア 暴対法の規定による命令又は指示に係る公示送達 (第39条の2第3項)

イ 暴対法の規定による指定等に係る意見聴取の公示 (第5条第2項 (第15条の2第8項及び第9項並びに第30条の8第4項及び第5項において準用する場合を含む。)) 又は第34条第2項 (第35条第5項において準用する場合を含む。))

(5) ストーカー行為等の規制等に関する法律 (平成12年法律第81号) 関係

ア 緊急時の禁止命令等の処分に係る意見の聴取を行うに当たっての公示送達 (第5条第3項後段)

イ 禁止命令等又は禁止命令等の有効期間の延長の処分に関する書類の公示送達 (第5条第13項)

なお、都道府県公安委員会及び都道府県警察が行うものではなく、国家公安委員会が行うものとして、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法 (平成26年法律第124号) 第7条第3項に基づく、国際テロリストの仮指定に係る意見の聴取を行うに当たっての公示送達が、今回の改正に伴い、運用の見直しの対象となる。

4 改正後の公示等に係る留意事項

本改正に伴い、3に掲げる公示等については、次の(1)及び(2)の措置をとることにより行うこととなるが、留意点はそれぞれ以下のとおりである。

(1) 不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置

公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法については、公示等を行う者に合わせ、都道府県公安委員会、都道府県警察等の適切なウェブサイト公示事項を掲載する方法とすること。この点、掲載により情報の拡散が容易になり、公示等の名宛人の名誉やプライバシーが侵害されるおそれ等があることから、掲載に当たっては、以下のアからウまでの全てに留意すること。

ア 公示期間終了後の速やかな削除

公示期間が終了しても当該公示事項がウェブサイト上に公開され続けることのないよう、必要に応じて自動的に削除する機能を設定する、公示等の名宛人が出頭して、送達すべき書類を受領した場合等公示等を継続する必要がなくなったと合理的に判断できる場合に公示等を終了するなど、公開期間の管理を徹底すること。

イ インターネット上の機械的な情報収集手法への対策

公示事項を公開したウェブサイトに対して、クローリング (検索エンジンがウェブ全体のコンテンツを網羅的に把握し検索結果を提供するためにウェブページの内容を自動的に巡回して収集するプロセスをいう。)、ウェブスクレイピング (特定のウェブページにある情報を自動的に抽出して収集するプロセスをいう。) 等の機械的な情報収集が行われた結果、名宛人が公示等に係る処分を受け

たことが検索エンジンにより容易に判明するなどのおそれがあることから、必ず以下(ア)及び(イ)に掲げる措置をとるとともに、可能な限り(ウ)及び(エ)に掲げる措置をとること。

(ア) 公示事項の機械可読性を低減させるための次のいずれかの措置

a 公示事項を記録したPDFファイルに対する、内容のコピー、抽出等を禁止する設定の付与（アクセシビリティを担保するため、PDFファイルに対するアクセシビリティのための文書内容へのアクセスは許可する。）

b 公示事項を記載したファイルの全部又は一部の画像化（アクセシビリティを担保するため、公示事項を読み上げた音声ファイルも併せて掲載する。）

(イ) 国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）第25条の3の規定に基づき国立国会図書館が収集した公示事項を記録したファイルについて、インターネットによる公開及び利用者による複写を許可しないよう国立国会図書館に求める措置

(ウ) 公示事項を公開するウェブページに、クローリングを拒否する意思表示するファイルを蔵置する措置（ただし、国立国会図書館法第25条の3に基づく、国立国会図書館による国立国会図書館インターネット資料収集保存事業による収集は許可する設定を迫記すること。）

(エ) 公示事項を記録したファイルを検索エンジンのデータベースに登録しないようにする設定を付与する措置

ウ ウェブサイトにおける禁止事項の記載

公示事項を公開するウェブページに、公示事項を機械的に収集する行為、転載・拡散する行為等を禁止する旨を記載すること。

(2) 公示事項が記載された書面を掲示板に掲示し、又は公示事項を庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置

インターネットにアクセスできない者に対する措置として、現行の規定と同様に公示事項が記載された書面を掲示板に掲示すること又は公示事項を庁舎に設置したデジタルサイネージ、モニター等に表示し、来訪者が閲覧をすることができる状態に置くことのいずれかの措置をとること。

5 他省庁が所管する法律に基づく又は例による公示送達について

警察が実施する公示送達には、以下のように、他省庁が所管する法律に基づく又は例によるものがある。

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の例による公示送達

(2) 行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における、聴聞及び弁明の機会の付与に係る事項の公示送達

(3) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく、送達を受けるべき者の所在が知らない場合等における、裁決の公示送達

これらの公示送達に係る方法は、それぞれ、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第30号）、行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和7年総務省令第103号）及び行政不服審査法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第104号）で定められたところ、その方法及び警察における運用上の留意事項については、4と同様である。

6 縦覧等について

(1) 見直しの対象となる縦覧等

ア 道路交通法関係

保管工作物等一覧簿の備付け閲覧（改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第29条第3号（第32条第1項及び第2項において準用する場合を含む。））

イ 暴対法関係

暴対法の規定による指定等に係る意見聴取の公示に伴う措置（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成3年国家公安委員会規則第5号）第38条）

(2) 改正後の縦覧等に係る留意事項

本改正に伴い、公的情報の縦覧等については、インターネットを利用する方法のほか、庁舎に設置したデジタルサイネージ、モニター等に表示し、来訪者が閲覧できる状態に置く方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法のいずれかにより行うことができることとなる。

この点、縦覧等させる情報の中に、個人の名誉やプライバシーが侵害されるおそれのある情報がある場合には、4と同様の措置をとること。

なお、暴対法の規定による指定等に係る意見聴取の公示に伴う措置については、運用上、庁舎に設置したデジタルサイネージ等に表示し、来訪者が閲覧できる状態に置く方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法のいずれかにより行うこととするので留意されたい。